

# 第100回 甲種防火管理新規講習案内

甲府地区消防本部

## 1 講習の種類

この講習は、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第8条第1項の規定による防火管理者の資格を取得しようとする者に対し、消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）第3条第1項第1号イの規定により消防長が防火管理者の資格を付与するために行う甲種防火管理講習です。

## 2 講習の日時及び定員

令和5年9月25日(月)・26日(火) ※2日間の受講が必要です。  
午前8時40分～午後4時50分（最終日は午後3時50分）  
定員70名（定員になり次第締め切り）

## 3 講習の場所

山梨県甲府市蓬沢一丁目15番35号  
山梨県自治会館 1階「講堂」 Tel055-237-5711

## 4 受講対象

防火対象物において、防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的、又は監督的な地位にある方であればどなたでも受講できます。

なお、特定防火対象物（例…劇場、映画館、飲食店、店舗、旅館、ホテル、病院、雑居ビルなど）で延べ面積が300平方メートル以上、又は非特定防火対象物（例…共同住宅、学校、工場、事務所、銀行、官公庁など）で延べ面積500平方メートル以上の防火対象物は、甲種防火管理講習を受講した方であれば選任できません。

また、これらの面積に満たない防火対象物の防火管理者は、甲種防火管理講習又は乙種防火管理講習のいずれかを受講した方であれば選任できます。

## 5 受講申請書の受付

### (1) 受付日時

令和5年9月1日（金）から同年9月7日（木）まで  
午前10時から午後4時30分  
※土、日曜日を除く

**受付初日の9月1日（金）は、甲府地区消防本部管内の事業所に勤務する方のみの受付となります。**

### (2) 受付場所及び問合せ先

ア 受付場所：甲府市伊勢三丁目8番23号 甲府地区消防本部 査察課  
イ 問合せ先：甲府地区消防本部査察課査察企画係 Tel055-222-1284

## 6 受講申込

(1) 申請書に必要事項を記載のうえ申し込んでください。

なお、郵送等の受け付けや電話等での受け付けは行っておりませんので、ご注意ください。

- (2) 写真（縦3cm×横2.4cmの大きさに6か月以内に撮影した単身、無帽、正面上半身で背景のないもの）が1枚必要となります。写真の裏には、氏名、生年月日を記載のうえ申請書に貼付してください。
- (3) 窓口へ来られた順に受付を行い、定員に達した段階で受付を終了します。
- (4) 代理の方でも受付できますが、受講者の運転免許証のコピーなど身分が分かるもの（写真、住所、生年月日が記載されているもの）をご準備ください。
- (5) 受講料（4,000円）の徴収及び領収書の発行並びにテキストの配布は受講日1日目の受付時に行います。また、受講料は、お釣りのないようお願いします。  
受講料等は、一切返却いたしません。
- (6) 申請書は、甲府地区消防本部査察課及び管内各消防署に準備してある他、当消防本部のホームページからもダウンロードすることができます。

## 7 講習科目の一部受講免除

次の資格を有する方は、一部講習科目が免除できますので、資格の免状を添えて申し込んで下さい。

対象者	受講免除科目
消防設備点検資格者講習を修了し免状の交付を受けている者	防火管理の意義及び制度
自衛消防業務講習修了者	

## 8 注意事項

- (1) 昼食は各自用意してください。（会館内の食堂も利用できます。）
- (2) 既に「防火管理者」を選任して届出がなされている事業所等の場合は、当面受講の必要はありませんが、人事異動等を考慮しこの機会に資格を取得するようにご配慮下さい。
- (3) 受講当日は、筆記用具、受講票、印鑑、受講料4,000円（1日目の受付時に徴収します。）、テキスト（1日目にお渡しします。）を必ず持参して下さい。
- (4) 遅刻・早退・欠席等のある者には、「修了証」は交付できません。
- (5) 駐車場は会館南側をご使用ください。会館北側駐車場は職員専用です。
- (6) 遅刻欠席は甲府地区消防本部査察課まで連絡して下さい。Tel055-222-1284

## 9 問い合わせ先

甲府地区消防本部 2階 査察課査察企画係  
 〒400-0856  
 甲府市伊勢三丁目8番23号  
 TEL 055-222-1284 FAX 055-222-7583  
 ホームページ <http://www.kfd.or.jp/>

## 10 講習科目・時間

### 講習時間割表

実施日	科 目	時 間	所要時間(分)
9月25日 (月) (1日目)	受 付	8:40 ~ 9:10	30
	開 講 式	9:10 ~ 9:20	10
	防火管理の意義と制度の概要 【防火管理の重要性、防火管理制度の概要】	9:20 ~ 11:20	120
	休 憩	11:20 ~ 11:30	10
	火気取扱いの基本知識と出火防止対策 【火災の基礎知識、火気管理】	11:30 ~ 12:30	60
	《 昼 休 み 》	12:30 ~ 13:30	60
	火気取扱いの基本知識と出火防止対策 【危険物の安全管理、地震対策】	13:30 ~ 14:30	60
	休 憩	14:30 ~ 14:40	10
	施設及び設備の維持管理 【施設・設備の維持管理、点検体制の確立の必要性】	14:40 ~ 16:40	120
	事 務 連 絡	16:40 ~ 16:50	10
9月26日 (火) (2日目)	受 付	8:40 ~ 9:10	30
	自衛消防 【自衛消防活動、自衛消防の組織の編成と大規模な防火対象物における自衛消防組織】	9:10 ~ 10:10	60
	休 憩	10:10 ~ 10:20	10
	自衛消防 【消防用設備等の操作要領、教育】	10:20 ~ 11:20	60
	休 憩	11:20 ~ 11:30	10
	防火管理の進め方と消防計画 【防火管理の進め方】	11:30 ~ 12:30	60
	《 昼 休 み 》	12:30 ~ 13:30	60
	防火管理の進め方と消防計画 【防火管理に係る消防計画】	13:30 ~ 14:30	60
	休 憩	14:30 ~ 14:40	10
	効 果 測 定	14:40 ~ 15:10	30
	休 憩	15:10 ~ 15:20	10
	事務連絡、修了証の交付、閉講式	15:20 ~ 15:50	30

## 第100回甲種防火管理新規講習受講申請書

				※受理番号		
令和 年 月 日						
(あて先) 甲府地区広域行政事務組合消防長						
受講申請者	住所 (自宅)	〒 ー				
	フリガナ		連絡先(携帯)			
	氏名		生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年 月 日生	
	事業所名					
	所在地					
	職務上の地位 (職名)					
記入上の注意			受講料	4,000円		
1 該当箇所の□にレ印を入れてください。						
2 ※の欄は、記入しないでください。			※担当者			

----- (切り離さないでください) -----

## 第100回甲種防火管理新規講習受講票

				※受講番号	
住所 (自宅)	〒 ー			写 真	
フリガナ		生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年 月 日生	タテ ヨコ 3cm×2.4cm
氏名					
講習日	令和5年9月25日(月)・26日(火)「2日間」両日とも午前8時40分から受付				
講習場所	山梨県自治会館 1階「講堂」甲府市蓬沢一丁目15番35号 TEL055-237-5711				
※ 確 認 欄					
実施日	入 場	退 場	検印	欠講時間	
1 目 目	午前	:	:		
	午後	:	:		
2 目 目	午前	:	:		
	午後	:	:		

### 受講上の注意

- ① 午前、午後とも入場の際に検印を受けてください。
- ② 至急の電話等で退席する場合は、受付で時間を記入し検印を受けてください。
- ③ 最終日の午後の入場時に受付へ提出してください。
- ④ 会場周辺の道路及び会館職員専用駐車場へは駐車しないようお願いします。

※個人情報の取扱いにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」及び関係法令を遵守し、安全管理の徹底を適切に行い、使用目的以外の利用は致しません。